

政令第二百五十五号

厚生年金基金令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生年金基金令の一部改正）

第一条 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「は、月額が六十万五千円」の下に「（法第二十条第二項の規定による標準報酬月額
の等級区分の改定が行われたときは、改定後の最高等級に属する報酬の月額の最低額。以下この項におい
て同じ。）」を加え、「第二十条の表」を「第二十条第一項の表（同条第二項の規定による標準報酬月額
の等級区分の改定が行われたときは、当該改定により加えられた等級区分を含む。）」に改め、同条第二
項中「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、「第三十級」の下に「（同条第二項の規定による標準報
酬月額
の等級区分の改定が行われたときは、改定後の最高等級）」を加え、同条第四項中「百五十万円」
の下に「（法第二十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、法第二十四

条の三第一項の政令で定める額。次項第二号において同じ。）」を加え、同条第五項第一号中「六十二万円」の下に「（法第二十条第二項の規定による標準報酬月額等の等級区分の改定が行われたときは、改定後の最高等級の標準報酬月額に相当する額）」を加える。

第三十六条の二第二号を次のように改める。

二 法第二条の四第一項の規定により財政の現況及び見通しが作成される場合 当該財政の現況及び見通しが公表された日の属する月の翌月から一年六月以内で厚生労働大臣が定める月

附則第四条第一項中「法第八十一条第五項の保険料率（基金の加入員である厚生年金保険の被保険者に係るものを除く。以下同じ。）が変更されるまでの間」を「当分の間」に改める。

附則第五条第一項中「法第八十一条第五項の保険料率が変更されるまでの間」を「当分の間」に改める。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第二条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条」を「第四十五条の二・第四十六条」に改める。

第十一条第一号中「三万六千円」を「四万六千円」に改め、同条第二号中「一万八千円」を「二万三千

円」に改める。

第二十二條第二項第一号及び第三号中「翌月」を「翌々月」に改める。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條 削除

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 削除

第二十六條中「により、移換対象者」の下に「（同項の規定による移換に係る資産が個人別管理資産に充てられる者をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「記録関連業務」を「法第二條第七項第一号に規定する記録関連業務」に改める。

第三十六條第二号中「一万五千円」を「一万八千円」に改める。

第四十六條に見出しとして「（個人別管理資産を移換する際の申出等）」を付し、第四章中同條の前に次の一條を加える。

（個人別管理資産の移換期限）

第四十五条の二 企業型年金が終了した場合における法第八十条から第八十二条までの規定による個人別管理資産の移換は、当該企業型年金が終了した日が属する月の翌月から起算して六月以内に行うものとする。

第四十九条第二号中「前条」を「法、厚生年金保険法及び前条」に改める。

附則第二条第二項中「一万八千円」を「二万三千円」に改め、同条第三項中「、当該資産の移換の受入れに係る第二十三条第一項に規定する基準日は、当該資産の移換に伴い当該適格退職年金契約の全部又は一部が解除される日とし」を削り、「翌月」を「翌々月」に改める。

（所得税法施行令の一部改正）

第三条 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第二号口中「各企業型年金加入者の個人別管理資産に充てるために」を「企業型年金の資産管理機関に」に改める。

第八十二条第二項第二号中「同項に規定する企業型年金の各企業型年金加入者の」を「同法第二条第十二項（定義）に規定する」に改める。

(法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第四条 法人税法施行令等の一部を改正する政令(平成十四年政令第二百七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第十項第二号口中「各企業型年金加入者の個人別管理資産に充てるために」を「企業型年金の資産管理機関に」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律(次条において「平成十六年改正法」という。)の施行の日(平成十六年十月一日)から施行する。

(厚生年金基金の免除保険料率の決定に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の厚生年金基金令第三十六条の二第二号の規定の適用については、平成十六年における平成十六年改正法第七条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第八十一条第四項の規定による再計算を平成十六年改正法第七条の規定による改正後の厚生年金保

険法第二条の四第一項の規定による財政の現況及び見通しの作成とみなす。